

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 届出状況については、社会保険事務局において閲覧に供することとしている。
- 保険医療機関数の推移

		平成15年	平成16年	平成17年
病院	施設数	9,171	9,119	9,126
	病床数	1,541,682	1,554,105	1,558,747
有床診療所	施設数	13,282	13,829	13,588
	病床数	164,346	162,826	162,088

1 初診料関係

(1) 紹介患者加算 (病院における紹介患者を診療するという機能を評価し、初診料に加算)

	施設基準の説明	届出医療機関数 (病院数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
紹介患者加算1 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率80%以上 ・特定機能病院：紹介率80%以上 	47	69	76
紹介患者加算2 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率60%以上 ・特定機能病院：紹介率60%以上 	20	27	43
紹介患者加算3 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率50%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率50%以上 	213	251	289
紹介患者加算4 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上 	929	1,041	1,092
紹介患者加算5 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率20%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率20%以上 	539	585	573

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／中段：病棟数／下段：病床数)			
		平成15年	平成16年	平成17年	
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じてI群1～5、II群3～5に区分	6,067	5,911	5,810	
		16,874	16,460	16,287	
		782,908	753,595	738,059	
療養病棟入院基本料	・療養病棟における看護配置・看護師比率、看護補助配置に応じて1及び2に区分 ※ 平成16年改正 3～7の区分を廃止	3,510	3,715	3,744	
		4,807	4,993	5,194	
		179,940	191,979	196,948	
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1～7に区分	300	287	266	
		386	354	318	
		14,601	12,545	10,829	
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1～7に区分	1,448	1,439	1,425	
		4,446	4,086	3,949	
		240,103	228,584	219,560	
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般、結核又は精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じてI群の1及び2、II群1～3に区分	一般病棟	81	81	81
			1,448	1,457	1,440
			65,890	65,847	64,727
		結核病棟	18	15	14
			18	15	14
			463	337	305
		精神病棟	75	75	74
			81	81	80
			3,673	3,671	3,616
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分	14	17	16	
		122	146	135	
		5,516	6,593	6,056	
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護配置・看護師比率に応じて1～5に区分	298	389	462	
		594	775	841	
		26,579	32,299	36,165	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／中段：病棟数／下段：病床数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じてI群1～3、II群3及び4に区分	10,925	12,248	10,064
		—	—	—
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの	129,732	136,796	119,615
		2,072	1,990	1,938
		—	—	—
		15,650	14,507	14,843

(2) 入院基本料加算

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
入院時医学管理加算	・常勤の医師数が許可病床数の12%以上 ・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	114	136	160
		43,596	35,834	59,290
紹介外来加算 (平成18年廃止)	・許可病床数200床以上 ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上	645	765	848
		288,423	332,303	353,714
紹介外来特別加算 (平成18年廃止)	・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	206	234	268
		75,567	83,170	89,819
急性期入院加算 (平成18年廃止)	・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上 ・当該一般病棟入院患者の平均在院日数が17日以内 ・診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備等	376	470	558
		132,906	174,233	203,136
急性期特定入院加算 (平成18年廃止)	・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上 ・当該一般病棟入院患者の平均在院日数が17日以内 ・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下 ・診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備等	41	76	117
		14,514	27,011	39,471
地域医療支援病院入院診療加算2	・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率80%以上	30	49	56
		8,402	17,187	21,084

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成15年	平成16年	平成17年	
臨床研修病院入院診療加算 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・単独型又は管理型臨床研修指定病院(大学病院を含む) ・診療録管理体制加算を算定している ・「研修医」2.5人につき指導医(臨床研修7年以上)1人以上等 	— —	587 —	750 —	
診療録管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備等 	1,263 434,862	1,590 530,425	2,101 627,680	
特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、療養病棟又は精神病棟 ・入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上 	556 51,076	851 76,941	1,119 87,001	
新生児入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室 ・小児科医師の常時配置 ・入院患者数と看護職員数の比が常時6対1以上等 	66 779	64 681	67 743	
療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室等 	1,226 145,687	1,404 163,461	1,537 183,465	
重症者等療養環境特別加算	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視を要し、重傷者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・療養に適している個室又は2人部屋の病床 	2,216 —	2,286 —	2,325 —	
療養病棟療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅等に応じて1～3に区分 	1	1,761 116,564	1,919 125,850	1,960 122,442
		2	930 47,458	1,007 51,964	982 49,188
		3	221 12,559	209 11,097	191 10,670
診療所療養病床療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分 	1	775 6,864	788 6,986	795 6,497
		2	1,481 11,940	1,440 12,031	1,349 9,691
緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケア診療を行うにつき十分な体制の整備 ・財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 	29 —	34 —	53 —	
精神科応急入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 	176 8,029	186 4,359	189 3,685	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
		精神病棟入院時医学管理加算	152 25,257	186 34,185
児童・思春期精神科入院医療管理加算	7 478	8 547	10 595	

(3) 特定入院料

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
		救命救急入院料	159 4,724	168 5,211
特定集中治療室管理料	473 3,536	509 3,928	529 3,799	
ハイケアユニット入院医療管理料(平成16年新設)	— —	18 190	51 565	
新生児特定集中治療室管理料	207 1,345	215 1,503	208 1,464	
総合周産期特定集中治療室管理料	35	39	52	
母体・胎児集中治療室管理料	(病床数) 294	(病床数) 312	(病床数) 387	
新生児集中治療室管理料	(病床数) 449	(病床数) 488	(病床数) 588	
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	26 81	28 57	25 71	
一類感染症患者入院医療管理料	7 12	8 14	12 23	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
特殊疾患入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・ 入院患者数と看護職員及び看護補助者の数の比が2対1以上 ・ 病棟における5割以上が看護職員（うち2割以上が看護師）等 	57 1,492	58 855	62 1,193
小児入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・ 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・ 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～3に区分 ※ 平成16年改正 小児入院医療管理料1の在院日数の要件が14日以内から21日以内に変更 小児入院医療管理料1及び2の混在した届出が可能（平成16年改正前は、条件付きで1病棟に限度で届出可能）	1 66 2,671	121 5,978	148 7,123
		2 227 7,220	218 6,659	217 6,401
		3 133 —	115 —	110 —
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・ 入院患者数と看護職員数（うち4割以上が看護師）の比が3対1以上 ・ 入院患者数と看護補助者数の比が6対1以上 ・ リハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士の配置 	一般病棟 398 (病棟数) 195 (病床数) 8,765	521 (病棟数) 255 (病床数) 11,538	574 (病棟数) 281 (病床数) 12,388
		療養病棟 (病棟数) 274 (病床数) 12,970	(病棟数) 401 (病床数) 16,271	(病棟数) 446 (病床数) 18,021
亜急性期入院医療管理料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護配置2.5対1以上 ・ 病棟の看護職員の最小必要数の7割以上が看護師 ・ 在宅復帰支援担当者の配置 ・ 退院患者の6割以上が居宅等へ退院している 等 	— —	327 3,843	685 8,095
特殊疾患療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上 ・ 5割以上の看護職員（うち2割以上が看護師） ・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させる一般病棟、療養病棟又は精神病棟 ・ 該当患者の症状等に応じて1及び2に区分 	1 144 8,385	172 9,430	181 9,873
		2 200 13,282	246 15,434	271 17,140
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・ 入院患者数と看護師数の比が1.5対1以上 等 	125 2,423	140 2,689	154 2,922

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成15年	平成16年	平成17年	
		精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 入院患者数と常勤医師数の比が1.6対1以上 当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 入院患者数と看護師数の比が2対1以上 精神科救急医療施設 等 	8 329	14 602
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 精神科救急医療施設 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	101 5,223	124 6,516	144 7,139
		2	11 555	12 696	12 680
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> 長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	620 73,247	678 80,325	723 81,446
		2	17 1,252	9 641	8 528

3 短期滞在手術基本料（日帰り手術、1泊2日入院による手術を行うための環境及び必要な術前・術後の管理や定期的な検査、画像診断、麻酔管理を包括的に評価）

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成15年	平成16年	平成17年	
		短期滞在手術基本料	<ul style="list-style-type: none"> 麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	82 59
		2	87 23	96 25	96 28

4 指導管理等

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、耳鼻咽喉科に十分な経験を有する常勤医師配置	693 1,873	723 1,891	703 1,926
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,387 14,967	1,375 15,149	1,351 15,204
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ※ 平成16年改正 連携する他医療機関の医師数を5名から3名に変更、診療体制を常時から夜間・休日・深夜に変更、他医療機関の医師のみ算定から当該医師も算定可に変更	(医療機関数) 17 (連携数) 186	(医療機関数) 173 (連携数) 1,226	(医療機関数) 238 (連携数) 1,853
手術前医学管理料	・手術前に行われる検査結果に基づき計画的な医学管理を実施	1,215 1,615	1,229 1,639	1,245 1,634
開放型病院共同指導料(Ⅰ)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 ※ 平成16年改正 2次医療圏の1つの診療科主とする当該病院の開設者と関係のない10以上の診療所の医師又は歯科医師の登録、当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録と施設基準を追加	(医療機関数) 550 (病床数) 22,305	(医療機関数) 621 (病床数) 24,744	(医療機関数) 679 (病床数) 22,488
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	(病院数) 5,367	(病院数) 5,432	(病院数) 5,486

5 在宅医療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
在宅時医学管理料	・診療所又は許可病床数200床未満の病院 ・緊急時の入院体制の整備 等	1,087 6,337	1,080 6,661	1,078 6,976
在宅末期医療総合診療料	・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備 ・緊急時の入院体制の整備	895 4,880	913 5,235	932 5,600
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 29,880	(薬局数) 31,528	(薬局数) 32,515

6 検査

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
			平成15年	平成16年	平成17年
血液細胞核酸増幅同定検査	<ul style="list-style-type: none"> 院内検査を行っている病院、診療所 臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等 		474 0	473 0	469 0
検体検査管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 院内検査を行っている病院、診療所 等 臨床検査を専ら担当する常勤医師の有無に応じて、1及び2に区分 	1	3,123 123	3,265 155	3,353 181
		2	691 1	737 1	769 0
テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査	(送信側) <ul style="list-style-type: none"> 離島等に所在する保険医療機関等 病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 (受信側) <ul style="list-style-type: none"> 病理検査を担当する常勤医師の配置 病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等 	送信側	39 0	46 0	43 4
		受信側	20 —	20 —	21 —
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		328 1	340 1	356 4
人工臓臓	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		(医療機関数) 94	(医療機関数) 94	(医療機関数) 91
長期継続頭蓋内脳波検査	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な専用施設 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		244 0	247 0	248 0
光トポグラフィー	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 		0 0	0 0	0 0
神経磁気診断 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等 		— —	18 0	23 0
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 		9 0	8 0	8 0
補聴器適合検査	<ul style="list-style-type: none"> 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 当該検査を行うにつき十分な装置・器具 		195	208	215
			138	154	177

7 画像診断

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
			平成15年	平成16年	平成17年
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 放射線科を標榜する医療機関 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 画像診断を専ら担当する常勤医師により、全ての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているかに応じて、1及び2に区分等 	1	698 96	720 117	733 138
		2	811 0	834 0	851 2
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院	送信側	41 11	75 13	74 16
		受信側	22 —	37 —	26 —
特殊CT撮影	<ul style="list-style-type: none"> 当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 共同利用率が5%以上 		(医療機関数) 510 (機器数) 535	(医療機関数) 588 (機器数) 626	(医療機関数) 588 (機器数) 613
特殊MRI撮影	<ul style="list-style-type: none"> 当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 共同利用率が5%以上 		(医療機関数) 736 (機器数) 780	(医療機関数) 898 (機器数) 971	(医療機関数) 996 (機器数) 1,000
ポジトロン断層撮影	<ul style="list-style-type: none"> 断層撮影を行うにつき十分な機器、施設等 核医学診断の経験3年以上、かつ所定の研修を終了した常勤医師1名以上 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		(医療機関数) 41 (共同利用率要件該当) 19	(医療機関数) 55 (共同利用率要件該当) 34	(医療機関数) 83 (共同利用率要件該当) 55

8 注射

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
			平成15年	平成16年	平成17年
外来化学療法加算	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機器及び十分な専用施設 ※ 平成16年改正 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることという要件を削除 		343 2	709 19	960 30